

次期千葉市水環境保全計画の策定について

1 背景

本市では、千葉市環境基本計画において目指す環境像の「自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち、健康で安心して暮らせるまち」を踏まえ、従来の「千葉市水環境保全計画（1999 年 3 月策定）」、「千葉市地下水保全計画（2006 年 3 月策定）」及び「千葉市生活排水対策推進計画（2001 年 3 月策定）」の 3 計画を統合することで、河川や海域、地下水など水環境の保全・再生を総合的に推進する「千葉市水環境保全計画（以下、「現計画」という。）」を策定した（2011 年 4 月～2022 年 3 月）。また、2017 年には計画の中間年であることや社会情勢なども踏まえ、生物指標の再設定に重点を置いた計画として改定した。

一方、国においては、全ての国民が水の恵沢を将来にわたって享受していけるよう、健全な水循環を維持し、又は回復させることなどを目的として 2014 年に「水循環基本法」が制定され、2020 年には同法に基づく水循環基本計画が改定された。当該計画では、水循環は、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わり合う生態系から得ることのできる恵みと深い関わりがあり、生物多様性の保全には欠かせない要素に位置付けられている。

さらに 2020 年には「生物多様性基本法」に基づく生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性国家戦略（2011～2020）」が目標年度を迎え、次期戦略策定の検討が始まるなど、2050 年までに「自然と共生する社会」を実現するための取組みが進められているところである。

2 現状と課題

現計画は、「生命(いのち)をはぐくむ水の環(わ)を未来へ」を基本理念とし、取組みの柱として、「1. いろいろな水辺の生き物の保全、2. 親しみの持てる水辺の創出、3. ゆたかな流れ（水量）の確保、4. きれいな（水質）の保全」を基本方針として、多自然川づくり、小生物の生息空間の確保や谷津田の保全等、水辺に視点を置いた生きものの生息・生育する場の創出や保全等を目的に取り組んできた。

その結果、河川や海域の水質指標についてはおおむね目標を達成したが、生物指標については指標種や重要種の確認数が横ばいの状態であり、生物の生息環境の維持、回復に向けて今後も取組みを進めていく必要がある。

一方、国際機関が 2019 年度に公表した報告書^(※)によれば、推定 800 万種の動植物のうち、およそ 100 万種が絶滅の危機に瀕しており、行動をとらなければその多くは今後数十年内に絶滅する恐れがあると言われている。

このような現計画における課題や地球規模での生物多様性の状況を踏まえると、水環境のみならず市全域における生物多様性の保全をさらに推進することが不可欠である。

以上より、次期計画は、現計画の基本理念を承継しつつ、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての視点を取り入れることによって、自然と人が調和・共存する持続可能な社会を目指し、さらには将来の世代につないでいけるよう発展的なものとする必要がある。

^(※) 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）による生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書政策決定者向け要約

3 次期計画策定のポイント

- ・現計画に生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する視点を盛り込む。
- ・計画期間は2023年度（令和5年度）～2032年度（令和14年度）の10年計画とする。

※次期生物多様性国家戦略（策定は当初予定の2021年秋から遅れる見通し）の内容と整合を図るため、現計画の計画期間を1年間延長（目標年度を2022年度）する。
また、次期計画の目標年度は次期「千葉市環境基本計画」と整合を図る。

これらのポイントで策定を進めるにあたり、専門的な知識が必要となるため、専門委員会を設置し、検討を行う。

4 今後のスケジュール(予定)

令和3年1月22日	環境審議会環境保全推進計画部会（諮問）
令和3年3月頃	第1回専門委員会
令和3年6月頃	第2回専門委員会
令和3年9月頃	第3回専門委員会
令和4年2月頃	第4回専門委員会
令和4年9月頃	第5回専門委員会
令和4年10月頃	環境審議会環境保全推進計画部会
令和4年12月頃	パブリックコメント
令和5年2月頃	第6回専門委員会
令和5年3月頃	環境審議会環境保全推進計画部会（答申）
令和5年4月	計画策定